

利益相反管理方針の概要

頭川証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第70条の4第1項第3号の規定に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反方針として策定いたしました。

当社は法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1.利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2.利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ、以下の通り特定・類型化いたします。

- ①有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について、顧客に推奨・販売する又は自己勘定取引を行う行為
- ②利害関係者が発行する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券について、顧客に推奨・販売する行為
- ③その他、利益相反の状況が生じる可能性がある取引と判断されるもの

3.利益相反管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、又は組み合わせる事により、利益相反を管理いたします。

- ①部門の分離その他情報隔壁・情報遮断
- ②お客様の利益相反取引の条件又は方法の変更
- ③お客様の利益相反取引の中止
- ④利益相反の状況についてお客様への提示
- ⑤その他取引に応じた適切な方法

4.利益相反管理体制

当社は、利益相反管理体制の整備及びその運用等に関する事項を統括するものとして、利益相反管理責任者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を管理部に設置いたします。利益相反管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施いたします。

また、利益相反管理の有効性を適正に検証し、改善してまいります。

5.利益相反の管理の対象となる会社の範囲

株式会社 証券ジャパン
三津井証券株式会社
頭川証券株式会社

(附則) この改正は、令和元年9月6日より適用します。